



2021年6月7日

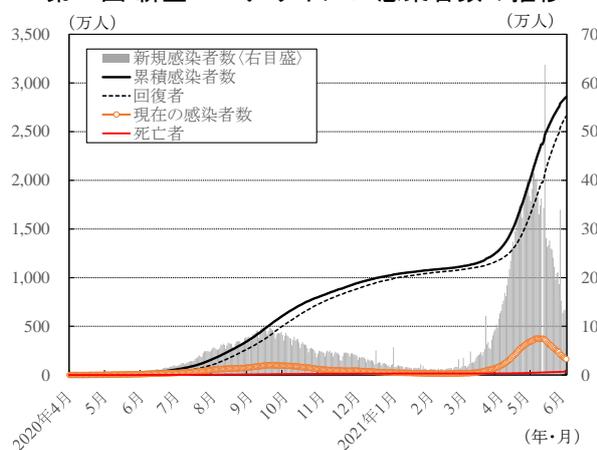
## インドにおける不良債権問題～Bad Bank は打開策となるのか？

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 上席研究員 福地 亜希

インドでは、足元の新型コロナウイルスの1日当たり新規感染者数が、約13万人程度まで鈍化し、なお高水準にはあるものの、5月初めの約40万人に達した危機的状況に比べると最悪期は脱しつつあるとみられる（第1図）。感染抑制への効果が期待されるワクチン接種については、累計接種回数が約2.3億回（6月7日時点）を超えているものの、2回の接種が完了したのは全人口の約3%程度、1回目の接種を含めても1割強にとどまり、一段の接種ペースの加速が急務となっている。

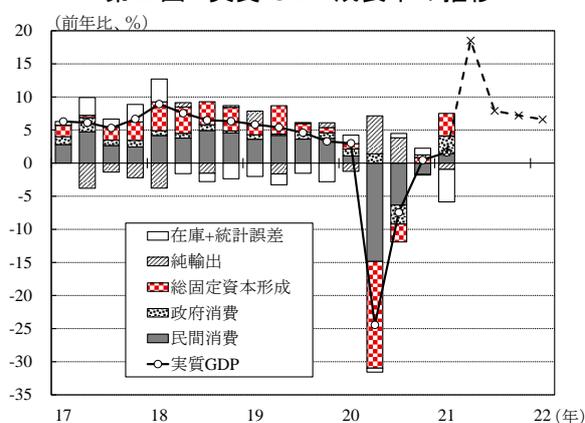
こうした中、コロナ禍で打撃を受けた経済には持ち直しの動きがみられる。実質GDP成長率は、2020年4-6月期に前年比▲24.4%へ急減速した後、持ち直しに転じ、2021年1-3月期には同+1.6%と2四半期連続でプラスの伸びを確保した（第2図）。GDPでみた経済の水準は、名目・実質ベース共にコロナ禍前の水準を回復している。なお、2020年度（2020年4月～2021年3月）の実質GDP成長率は同▲7.3%と、1950年の統計開始以来、最大の落ち込み幅となった。2月後半以降の感染「第2波」の影響などで、企業の景況感を示すPMIが、5月にサービス業で景気判断の基準となる50を再び割り込むなど、一時的に回復の足踏みがみられるものの、落ち込み幅は前年に比べて限られ、低水準にあった前年の反動もあり、2021年度については高めの成長率となる公算が高い。

第1図:新型コロナウイルス感染者数の推移



(資料)インド保健・家族福祉省統計より国際通貨研究所作成

第2図: 実質GDP成長率の推移



(注)2021年1-3月期までは実績値、それ以降はRBI予測(2021年6月時点)。

(資料)インド中央統計局統計より国際通貨研究所作成

本格的かつ持続的な景気回復を実現するためには、コロナ禍以前から景気の重石となっていた不良債権（Non-performing Assets: NPA）問題への対処による金融仲介機能の回復が不可欠である。政府は、コロナ禍での企業の倒産の増加を抑制する観点から、2020年3月下旬から「破産倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code(IBC), 2016）」の規定に基づく各種手続きを一時停止<sup>1</sup>し、同法に基づき申立を行うことができる要件<sup>2</sup>を一時的に引き上げた。インド準備銀行（中央銀行、RBI）も、金融機関に対する返済猶予や不良債権処理の条件緩和等の措置をとった。商業銀行全体のNPA比率は、2020年9月末には7.5%まで低下したものの、今後は、こうしたコロナ禍での一時的な支援策の終了に伴い、顕在化が抑制されていた貸出債権の不良化が進み、国営銀行を中心にNPA比率が再び上昇する公算が高い（第3図）。なおインドでは、交渉力の強い大口融資先のほか、創業者や支配株主など経営判断への影響力が大きいプロモーター<sup>3</sup>といった既得権益層の存在が問題を複雑化させている要因の一つとして長年指摘されている。大口融資先（与信額50億ルピー超）は、2020年9月末時点で商業銀行の貸出資産の約5割、NPAの約8割を占め、問題を解決する上で重要な鍵を握る。

政府は金融セクターの挺入れに向けて、国営銀行への資本注入や銀行再編などを進めているが、足元では所謂、“Bad Bank”設立に向けた動きが注目される。インド銀行協会（India Banks’ Association: IBA）の提案を受け、政府は2021年度予算案の中で不良資産再建会社（Asset Reconstruction Company: ARC）と不良資産管理会社（Asset Management Company: AMC）を設立する方針を表明した。

インドにおける“Bad Bank”活用の事例として挙げられるのは、2004年のインド産業開発銀行（IDBI）のケースである。政府は、公的金融機関であるIDBIが商業銀行へ転換する際、NPA処理のために設立した不良債権安定化基金（Stressed Assets Stabilization Fund: SASF）に融資し、IDBIから900億ルピー相当の資産を移管したものの、回収率の低さやIDBIの経営改善につながらなかった点などが、教訓として指摘されている。このため、“Bad Bank”設立に際しては、資本構成や資産買取・売却に係る価格やプロセス面での透明性の確保、経営改革の推進などが求められる。なお、2021年3月末時点のIDBIのNPA比率は22.37%（2020年3月末：27.53%）と高水準にある。IDBIは、2019年に国営生命保険会社（LIC）の子会社となり、民間銀行に分類されているが<sup>4</sup>、2021年度中に政府保有株式の売却が予定されている。

近く稼働予定の国家資産再建会社（National Asset Reconstruction Company: NARCL）の詳細は不確実な部分が多いものの、関係者の発言などによると、以下のような可能性が挙げられている<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 期間は当初6ヵ月間だったが、その後、2度にわたり延長され、2021年3月24日までとなった。

<sup>2</sup> 負債総額10万ルピー→1,000万ルピー。

<sup>3</sup> 「プロモーター」は、インド会社法上、目論見書または年次報告書に記載されている者や、直接的または間接的に会社の運営を支配している者などと定義されている。

<sup>4</sup> IDBIの株式保有比率は、LIC49.24%、政府45.48%、機関投資家1.65%、その他3.63%（2021年3月末時点）。

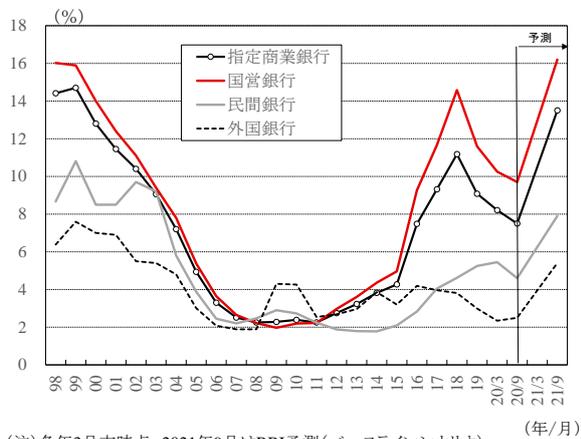
<sup>5</sup> <https://www.thehindubusinessline.com/money-and-banking/banks-ready-to-transfer-37-npas-worth-92000-crore-to-narcl/article34652041.ece> ; <https://www.financialexpress.com/industry/banking-finance/will-the-proposed-bad-bank-cure-indias-banking-sector-heres-how-it-may-shape-up/2265156/>

- 国営最大手の State Bank of India (SBI) をはじめとする国営・民間銀行のほか、電力関連の国営ノンバンク<sup>6</sup>などが出資する（当初資本金は 700 億ルピー）
- NARCL の評価額（簿価）の 15%相当が前払金として支払われ、残りは政府保証債券（Securities Receipts: SRs）を引き受ける
- 当初の取得対象は、国有銀行の NPA（大口融資先）1 兆ルピー弱、その後合計 2 兆ルピー程度へ拡大
- 資産売却は「スイスチャレンジ方式<sup>7</sup>」により実施

出資形態や移管対象、資産売却方法などについては、過去の経験を踏まえた対応と考えられるものの、NARCL の取得価格は適正な評価額を上回るとみられ、将来の NARCL の損失（資本の毀損）につながる可能性などが懸念されるほか、現時点での移管対象は NPA 全体の 2 割程度にとどまる。不良債権問題の本格的解決には移管対象の拡大や既存の ARC（2021 年 2 月時点で 28 社）の活用を含めた債務再編の加速などが必要となるう。

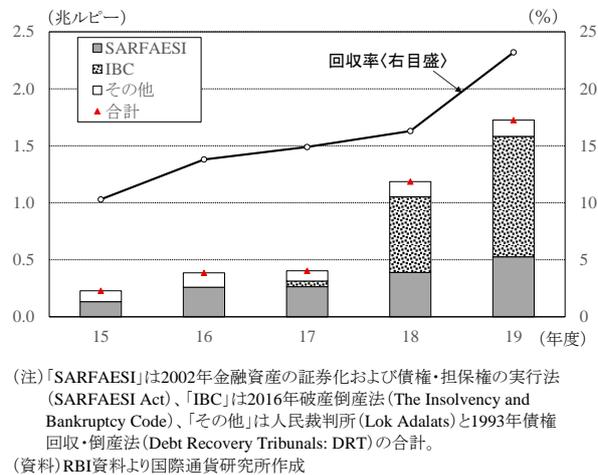
インドにおける様々な法的枠組みを通じた不良債権の回収率はなお低水準ながら、IBC 成立により改善傾向がうかがわれる<sup>8</sup>（第 4 図）。RBI は 4 月に既存の ARC の機能改善に向け規制枠組みを検討するための委員会を設置<sup>9</sup>しており、破綻や債権者の権利に係る制度の整備・改善を通じた効果的な債務再編の実現により、経済・金融の活性化につながる事が期待される。

第 3 図：インドにおける商業銀行の不良債権比率の推移



(注) 各年3月末時点。2021年9月はRBI予測（ベースラインシナリオ）。  
(資料) RBI統計より国際通貨研究所作成

第 4 図：インドの主な法的枠組みを通じた不良債権処理実績



(注)「SARFAESI」は2002年金融資産の証券化および債権・担保権の実行法 (SARFAESI Act)、「IBC」は2016年破産倒産法 (The Insolvency and Bankruptcy Code)、「その他」は人民裁判所 (Lok Adalats) と1993年債権回収・倒産法 (Debt Recovery Tribunals: DRT) の合計。  
(資料) RBI資料より国際通貨研究所作成

以上

<sup>6</sup> Power Finance Corporation(PFC)および Rural Electrification Corp(REC)

<sup>7</sup> 「スイスチャレンジ方式」は、原提案者以外の提案者による競合提案を比較評価し、より優れた提案者を落札者とする方法。

<sup>8</sup> IBC を通じた回収率は 45.5% (2019 年度)。

<sup>9</sup> [https://www.rbi.org.in/Scripts/BS\\_PressReleaseDisplay.aspx?prid=51443](https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=51443)

<主な参考文献>

- Raghuram G. Rajan [2017], “I Do What I Do,” HarperBusiness, Noida, September 2017.
- Reserve Bank of India (RBI) [2020], “Report on Trend and Progress of Banking in India 2019-20,” December 2020. (<https://rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India>)
- [2021], “Financial Stability Report,” Issue No. 22, January 2021. (<https://www.rbi.org.in/Scripts/PublicationReportDetails.aspx?UrlPage=&ID=1162>)
- Viral V. Acharya and Raghuram G. Rajan [2020], “Indian Banks: A Time to Reform?” September 21, 2020. ([http://pages.stern.nyu.edu/~sternfin/vacharya/public\\_html/pdfs/indian-banks-reform.pdf](http://pages.stern.nyu.edu/~sternfin/vacharya/public_html/pdfs/indian-banks-reform.pdf))

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。